

## 平成24年度第2回防災会議 議事録

### 1 日時等

(1) 日時 平成24年8月22日(水)

13時30分開会、15時00分閉会

(2) 場所 流山市役所第1庁舎4階、第2、第3、及び第4  
委員会室

### 2 会議の成立

出席委員は28名であり、会議が成立していることが、議長から報告された。(別紙「流山市防災会議委員名簿兼出席表」のとおり)

### 3 傍聴者 3名

### 4 議事

- ・流山市地域防災計画の修正案について

流山市地域防災計画の修正について。事務局から、資料「流山市地域防災計画の修正について(案)」に基づいて説明が行われ、説明後、各委員からの質問、意見等があった。

(流山市都市計画部長)

火災被害の想定について。災害が起こった場合、数地点で火災が起こっていると想定されると思うが、通常は消火活動を仮に1とした場合、複数で起きているので通常の活動が0.5や0.4とかのレベルでの活動になると思う。その辺はどのように考えているか。

(事務局：防災危機管理課長)

消防能力の分散等は考慮し、被害想定しているものである。

(流山市都市計画部長)

災害時は消防力が分散することが予想される。通常なら消せる火災も消せなくなってしまうということはないか。この一次運用というのは通常の消火活動ではなくて緊急時の想定をした運用ということで考えてよいか。

(事務局：防災危機管理課長)

シミュレーションは緊急時を想定し、行っているものである。消火に際しては、火災を消火するために必要な消防力を持って、消火に当たる

という前提の下、シミュレーションを行っている。

(補足)

シミュレーション上、同時多発という事態を想定しているのであくまで45件同時に燃え広がった場合現有の消防力、消防水利を考慮すると5件しか消せない、40件は燃え広がるという結果となった。

(千葉県東葛飾地域振興事務所長)

連絡体制について、個々の市民では聞き取り辛いという話があるが、自治会の防災担当の方から、情報を町内で回すというような連絡体制が機能すると聞いたことがある。自治会等との連絡体制について、何か考えはあるか。

(事務局：防災危機管理課長)

各自治会長宅などへの防災行政無線の戸別受信機の設置をしたいと考えているが、まずは避難場所となる学校等への設置を優先することとしている。

(千葉県松戸健康福祉副センター長)

以前に意見として修正依頼を出させていただいたが、反映されていない。

(事務局：防災危機管理課長)

再度確認し、修正する。

(陸上自衛隊需品学校中期計画幹部)

地震災害対策編、Ⅲ－140に派遣部隊の主要施設というのがあるが、その中に宿营地という表示がある。記述しなくても良いが、トイレを必ず考慮していただきたい。自衛隊は常駐し活動するためのトイレというのを保有していないので。

(事務局：防災危機管理課長)

了解した。

(陸上自衛隊需品学校中期計画幹部)

本編で「死体」と「遺体」の表現が混合しているが、問題はないか。

(事務局：防災危機管理課長)

事務局にて表現を確認し、修正すべき部分は修正を図る。

(流山市副市長)

資料編について。掲載されている協定等の内容を見ると、かなり古い内容が掲載されている。時点修正などは行われるのか。

(事務局：防災危機管理課長)

以前に結ばれた協定に出てくる町長名、市町村名であれば、昔の町長の名前で表示している。その名前で結ばれているのでその名前を残している。

(流山市副市長)

現在では存在しない施設名も書いてある。

(事務局：防災危機管理課長)

そういう意味では見直しの対象になるものもあると思う。ただ、ここで一筆入れて修正できるというものではないので、新たに協定を結ぶという必要がある。

(流山市副市長)

この防災会議で資料編が配付されている意味は何か。この会議で承認決定をいただく対象なのか。あくまで参考資料ということで良いか。

(事務局：防災危機管理課長)

防災計画の裏づけ、あるいは防災計画を実施するために必要なものを一つの資料として取りまとめているというふうに認識している。資料編は参考資料なので、内容について承認を受けるという話ではない。ただし、新たに追加するべきとか、外すべきという内容があれば検討したい。

(会長)

本日指摘を受けた点に対しては事務局において修正し、内容を確認した上で、計画を決定するものとする。今後、災害対策基本法第42条3の規定に基づき、千葉県知事に報告し、公表していくこととする。